

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、さいたま市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

令和二年三月二十七日

埼玉県住宅供給公社理事長 石川 幸彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成十三年さいたま市規則第二百二十五号）別表第一（第二条関係）及び別表第二（第三十一条関係）に掲げる市営住宅等（改良住宅を除く。）

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで